

茨城県霞ヶ浦環境科学センター特別企画展会場設営業務契約書（案）

茨城県霞ヶ浦環境科学センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、茨城県霞ヶ浦環境科学センター特別企画展会場設営業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 委託業務名 茨城県霞ヶ浦環境科学センター特別企画展会場設営業務
- (2) 委託業務の内容 別添「茨城県霞ヶ浦環境科学センター特別企画展会場設営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成29年11月7日（火）まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って行わなければならない。

- 2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円を含む。）とする。

（委託料の支払）

第4条 乙は、第16条第5項の規定による通知を受けた後に、書面により甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（権利、義務の譲渡禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第54条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

（再委託等の制限）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託の理由、再委託の内容、再委託先、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督の方法等を甲に届け出るものとする。

3 乙は、第1項ただし書の規定による再委託を受けた再委託先に第8条、第9条、第10条及び第17条の規定を遵守させなければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(貸与品)

第9条 乙は、委託業務の実施のため甲から貸与された帳票等（以下「貸与品」という。）を使用することができる。

2 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、個人情報等重要な情報を含む貸与品を取り扱うときは、次のとおり管理しなければならない。

(1) 授受について記録すること。

(2) 業務従事者以外の閲覧を禁ずること。

(3) 他の業務で取り扱う情報が記録された同等品を保有する場合は、区分すること。

(4) 鍵の掛かる場所に保管すること。

(5) 運搬又は送信する場合には、暗号化等の措置を講ずること。

4 乙は、委託業務の実施に当たり最低限必要な場合を除き、甲の承諾なくして、貸与品を複写、複製又は改変してはならない。

5 乙は、委託業務の完了、委託業務の内容の変更等によって不用となった貸与品（複写物、複製物及び改変物を含む。）があるときは、速やかに甲に返還又は甲の指示に従って処置を行わなければならない。

6 前項の場合において、乙の故意又は過失により貸与品が滅失し、き損し、又はその返還が不可能となったときは、乙は、甲の指定した期間内に甲の承認を得て代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(運搬責任)

第10条 委託業務に係る貸与品及び仕様書に定める成果品（以下「成果品」という。）の運搬は、甲が別に定めるものを除くほか、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(施設等の供与)

第11条 乙は、秘密の保持又は委託業務遂行上の必要性から、甲の事業所内で作業を行う必要があるときは、甲に対して甲の作業場所、什器、備品、通信施設等（以下「施設等」という。）の使用を要請することができる。

2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認めたときは、施設等は無償で乙に供与するものとする。この場合において、甲は、当該施設等の使用上の条件を付することができるものとする。

3 乙は前項の規定により施設等を使用するときは、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

(実地調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況その他必要な事項について、乙に報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(改善の指示等)

第13条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善を乙に指示することができる。

(委託業務の変更等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならないものとし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(事情変更による契約内容の変更)

第15条 この契約の締結後において、天災事変その他の不測の事態に基づく経済状況の変動により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議のうえ、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更することができる。

(完了報告等及び検査等)

第16条 乙は、委託業務のすべてが終了したときは、遅滞なく、茨城県霞ヶ浦環境科学センター特別企画展会場設営業務完了報告書(別記様式以下「報告書」という。)及び成果品を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により報告書及び成果品の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会いのもとに当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正完了報告書及び補正した成果品を甲に提出しなければならない。

4 第2項の規定は、甲が前項の規定により補正完了報告書及び補正した成果品の提出を受けた場合について準用する。

5 甲は、第2項(前項において準用する場合を含む)の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(事故発生時の報告)

第17条 乙は、委託業務を実施するに当たり、常に事故の防止に努めるとともに、事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責のいかんを問わず、直ちにその旨を甲に報告し、かつ応急措置を講じ、遅滞なく事故の報告書及び今後の対策方針を甲に提出しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、公益上特に必要があると認めるときは、当該事故の内容を公表するものとする。

(部分使用)

第18条 甲は、第16条の規定により乙から提出を受ける前においても、成果品の全部又は一部を、乙の書面による同意を得て使用することができる。

(一般的損害及び天災その他の不可抗力による損害)

第19条 委託業務の実施に当たって発生した乙の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、その限度において甲がこれを負担するものとする。

2 乙がこの契約の履行に関して第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについ

ては、その限度において甲が負担するものとする。

- 3 第1項ただし書及び前項ただし書の規定により甲が負担すべき額は、甲乙協議により定めるものとする。

(解除等)

第20条 甲は、乙に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
 - (2) 支払いの停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。
 - (3) 銀行取引を停止されたとき。
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (6) その他この契約の目的を達成することができないと甲が判断したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に委託業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託料を乙に支払い、その引渡しを受けることができる。
- 3 乙は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。
- 4 第1項の規定によりこの契約が解除されたことによって乙又は第三者に生じた損害については、甲は賠償の責めを負わないものとする。
- 5 第3項の違約金は、第23条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(解除に伴う措置)

第21条 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、き損し、又は返還が不可能となったときは、乙は、代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第22条 乙は、乙の責に帰すべき事由により契約の履行が遅延したときは、契約期間満了の日の翌日から起算してその経過の日数に応じ、委託料に年2.7%の割合で計算した額を違約金として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第23条 甲は、第20条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。

- 2 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(成果品の帰属)

第24条 引き渡しを完了した成果品は、全て甲の所有とし、当該成果品に係る著作権は、甲が継承するものとする。なお、業務の実施課程において生ずる著作権料については、全て乙の負担とする。

(第三者の権利侵害)

第25条 乙は、甲に対して、成果品が第三者の著作権、工業所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証するものとする。

2 成果品が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。

3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(帳簿等)

第26条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から5年間保存するものとする。

(瑕疵担保責任)

第27条 甲は、第16条第2項の検査に合格した成果品であっても、当該成果品に隠れた瑕疵があった場合は、検査通知後1年以内において、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 乙は、甲から瑕疵の修補の請求があった場合は、速やかに所要の修補を行い、検査を受けなければならない。

3 前2項の場合においては、乙はそのために契約金額を増額し、又は契約期間を伸長することはできない。

(契約の費用)

第28条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第29条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年 月 日

甲 住所 茨城県土浦市沖宿町1853番地
氏名 茨城県霞ヶ浦環境科学センター長
福島 武彦

乙 住所
氏名

(別記様式)

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長 福島 武彦 殿

受託者 住 所
商号又は名称
氏 名 印

茨城県霞ヶ浦環境科学センター特別企画展会場設営業務完了報告書

平成 年 月 日付で締結した委託契約に基づく委託業務について、下記のとおり実施したので委託契約書第16条第1項の規定により報告します。

記

- 1 委託業務名
- 2 契約年月日 年 月 日
- 3 履行期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 業務委託料 円
- 5 完了年月日 年 月 日
- 6 成 果 品